

◎平成25年度の主な改正点

生命保険料控除額の計算方法が変わりました。

生命保険料控除の区分が、2種類から5種類に分かれました。それぞれ、【表1】により計算し、合計します。合計した生命保険料控除額の上限は70,000円です。

【表1】

区 分		主な保険 契約内容	支払保険料の金額	生命保険料控除額
【新制度】 平成24年 1月1日 以降契約 (更新等 をした保 険を 含む)	新生命保険	死亡保障	12,000円以下	支払保険料の金額
	新個人年金	個人年金	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円
	介護医療	介護保障 医療保障	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円
56,001円以上			28,000円	
【旧制度】 平成23年 12月31日 以前契約	旧生命保険	死亡保障 介護保障 医療保障	15,000円以下	支払保険料の金額
			15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円
	旧個人年金	個人年金	40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円
			70,001円以上	35,000円

※区分ごとに計算した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。

※支払った生命保険料がどの区分に該当するのかは、支払った年の年末ごろに生命保険会社などから発行される生命保険料控除証明書に記載されています。

新制度と旧制度の両方がある場合は、【表2】により計算します。

【表2】

新・旧生命保険の両方がある場合	旧制度の控除額+新制度の控除額(上限28,000円)
新・旧個人年金の両方がある場合	※ただし、旧制度の控除額が28,000円を超える場合は、旧制度の控除額(上限35,000円)とします。

生命保険料控除額の計算例

支払保険料の金額が 新生命保険18,000円 旧生命保険50,000円
新個人年金40,000円 旧個人年金10,000円 介護医療70,000円 の場合

【表3】の(1)から(5)の順序に計算します。

- (1) 区分ごとの支払保険料の金額を合計します。
- (2) 【表1】により、区分ごとの生命保険料控除額を計算します。
- (3) 新と旧の合計額を計算します(上限28,000円)。
- (4) (2)の旧の計算結果と(3)の計算結果を比較し、大きい金額を選びます。
- (5) (4)の計算結果と(2)の介護医療の計算結果を合計します(上限70,000円)。

【表3】

区 分		(1)支払保険料 の金額	(2)区分ごとの 計算結果	(3)新・旧の 計算結果合計 A	(4)旧と A の比較	(5)生命保険料 控除額
生命保険	新	18,000円	① 15,000円	③(①+②) ※上限28,000円 28,000円	④(②と③のうち 大きい金額) 30,000円	⑩(④+⑧+⑨) ※上限70,000円 70,000円
	旧	50,000円	② 30,000円			
個人年金	新	40,000円	⑤ 24,000円	⑦(⑤+⑥) ※上限28,000円 28,000円	⑧(⑥と⑦のうち 大きい金額) 28,000円	
	旧	10,000円	⑥ 10,000円			
介護医療		70,000円	⑨ 28,000円	—	—	